
*
* 柏原市議会定例会議案 *
*
* 令和7年第1回 *
*

(令和7年2月13日)

目 次

令和7年2月13日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報 告 第 1 号	専決処分報告について 「令和7年専決第1号 令和6年度柏原市一般会計補正予算（第10号）」	1
報 告 第 2 号	専決処分報告について 「令和7年専決第2号 和解について」	8
報 告 第 3 号	専決処分報告について 「令和7年専決第3号 令和6年度柏原市水道事業会計補正予算（第1号）」	11
報 告 第 4 号	専決処分報告について 「令和7年専決第4号 損害賠償の額の決定について」	14
報 告 第 5 号	専決処分報告について 「令和7年専決第5号 損害賠償の額の決定について」	16
議 案 第 1 号	令和7年度柏原市一般会計予算	別冊
議 案 第 2 号	令和7年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算	別冊
議 案 第 3 号	令和7年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）予算	別冊
議 案 第 4 号	令和7年度柏原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案 第 5 号	令和7年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案 第 6 号	令和7年度柏原市市立柏原病院事業会計予算	別冊
議 案 第 7 号	令和7年度柏原市下水道事業会計予算	別冊
議 案 第 8 号	公の施設（柏原市民文化会館）の指定管理者の指定について	18

議案第9号	市道の路線認定及び廃止について	19
議案第10号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	21
議案第11号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	26
議案第12号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	28
議案第13号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	30
議案第14号	一般職の職員の給与に関する条例及び柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	33
議案第15号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	52
議案第16号	職員の旅費に関する条例の制定について	54
議案第17号	柏原市文化振興基金条例及び柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部改正について	63
議案第18号	柏原市つどいの広場条例の一部改正について	65
議案第19号	令和6年度柏原市一般会計補正予算（第11号）	67
議案第20号	令和6年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	91
議案第21号	令和6年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	97
議案第22号	令和6年度柏原市水道事業会計補正予算（第2号）	110

報告第1号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和7年専決第1号 令和6年度柏原市一般会計補正予算（第10号）

令和7年専決第1号

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度柏原市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,043,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和7年1月6日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		5,278,145	346,096	5,624,241
	2 国庫補助金	826,882	346,096	1,172,978
歳入合計		30,697,270	346,096	31,043,366

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		13,575,238	346,096	13,921,334
	1 社会福祉費	6,845,580	346,096	7,191,676
歳出合計		30,697,270	346,096	31,043,366

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯支援給付金給付事業	89,963

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第10号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
14		国庫支出金	5,278,145	346,096	5,624,241			
	2	国庫補助金	826,882	346,096	1,172,978			
		1 総務費国庫補助金	82,431	346,096	428,527			
						1 総務管理費補助金	346,096	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		民生費	13,575,238	346,096	13,921,334	346,096				
	1	社会福祉費	6,845,580	346,096	7,191,676	346,096				
		12 電力・ガス ・食料品等 価格高騰重 点支援給付 金事業費	60,000	346,096	406,096	国庫支出金 346,096				
								10 需用費	61	3 住民税非課税世帯支援給付金給 付事業
								11 役務費	1,828	消耗品費 61
								12 委託料	20,207	通信運搬費 90
								18 負担金、補 助及び交付 金	324,000	手数料 1,738 住民税非課税世帯支 20,207 援給付金給付業務委 託料 住民税非課税世帯支 324,000 援給付金

報告第2号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和7年専決第2号 和解について

令和7年専決第2号

和解について

次のとおり和解する。

令和7年1月15日専決

柏原市長 富宅正浩

記

1 事件番号及び事件名

羽曳野簡易裁判所 令和6年(ハ)第165号

特別定額給付金返還請求事件

原告 柏原市

被告 田村 信弘

2 事件の概要

被告に対し、柏原市特別定額給付金申請予定同意条項に基づき、重複支給された特別定額給付金相当額の返還を繰り返し求めたが、被告から返還がなかった。

そのため、令和6年8月26日に羽曳野簡易裁判所へ支払督促の申立てを行ったところ、被告から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、特別定額給付金相当額20万円及び完済までの遅延損害金の支払いを求める等の訴えを提起したもの。

3 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、特別定額給付金返還金として金20万円の支払い義務があることを認め、これを令和7年2月7日限り、原告の発行する納付

書に定める方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。

- (2) 被告が前項の支払いを怠ったときは、被告は、原告に対し、金20万円及びこれに対する令和2年8月13日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とする。

報告第3号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和7年専決第3号 令和6年度柏原市水道事業会計補正予算（第1号）

令和7年専決第3号

令和6年度柏原市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度柏原市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和6年度柏原市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

補 正 前		補 正 後	
事 項	限 度 額	事 項	限 度 額
玉手浄水場膜ろ過設備 インバーター及び UPS更新工事	50,000千円	玉手浄水場膜ろ過設備 インバーター更新工事	35,200千円

令和7年1月15日専決

柏原市長 富宅正浩

令和6年度 柏原市水道事業会計債務負担行為に関する調書

変更

[単位 千円]

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生見込額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	
補正前 玉膜浄水場 手ろ過設 ろ過ター インバータ 及びUP 更新工事	50,000	—	—	令和6年度 から 令和7年度 まで	50,000	過年度損益勘 定留保資金等
補正後 玉膜浄水場 手ろ過設 ろ過ター インバータ 更新工事	35,200	—	—	令和6年度 から 令和7年度 まで	35,200	過年度損益勘 定留保資金等

報告第4号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和7年専決第4号 損害賠償の額の決定について

令和7年専決第4号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年1月15日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中における公用車内での転倒事故	令和6年11月19日 午前10時40分頃 大阪府柏原市大字青谷 45-1	柏原市内 在住者	55,762円	柏原市

報告第5号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和7年専決第5号 損害賠償の額の決定について

令和7年専決第5号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年1月21日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事 由	事 由 発 生 日 時 ・ 場 所	損害賠償の 相 手 方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中 における公用 車での接触事 故	令和6年11月28日 午後3時14分頃 大阪府柏原市国分西 1丁目50-7	柏原市外 法人	48,697円	柏原市

議案第 8 号

公の施設（柏原市民文化会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者の指定について、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

- 1 指定管理者に管理させる公の施設の名称
柏原市民文化会館
- 2 指定管理者となる団体名
株式会社よしもとセールスプロモーション&エリアアクション
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 9 号

市道の路線認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定及び廃止する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

(1) 認定する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1-84	本 郷 84 号線	本郷 3 丁目 772-10 地先 本郷 3 丁目 773-3 地先	
9-57	法善寺 57 号線	法善寺 4 丁目 346-10 地先 法善寺 4 丁目 250-10 地先	
9-107	法善寺 107 号線	法善寺 1 丁目 36-12 地先 法善寺 1 丁目 36-9 地先	
10-23	山ノ井 23 号線	山ノ井町 563-15 地先 山ノ井町 564-21 地先	
12-52	大 県 52 号線	大県 3 丁目 569-1 地先 大県 3 丁目 568-14 地先	
13-59	太平寺 59 号線	太平寺 2 丁目 535-10 地先 太平寺 2 丁目 538-6 地先	
21-38	片 山 38 号線	片山町 378-10 地先 片山町 378-3 地先	

29-102	旭ヶ丘 102 号線	旭ヶ丘 1 丁目 581-7 地先 国分西 1 丁目 14-1 地先	
--------	------------	---------------------------------------	--

(2) 廃止する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
9-57	法善寺 57 号線	法善寺 4 丁目 346-10 地先 法善寺 4 丁目 272-2 地先	

議案第10号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(柏原市有功者表彰条例の一部改正)

第1条 柏原市有功者表彰条例(昭和32年柏原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年柏原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和33年柏原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(柏原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 柏原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年柏原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(柏原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 柏原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年柏原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(柏原市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部改正)

第6条 柏原市ラブホテル建築の規制に関する条例(昭和57年柏原市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和57年柏原市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(柏原市名誉市民条例の一部改正)

第8条 柏原市名誉市民条例(昭和58年柏原市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第2号中「もつて」を「もって」に改める。

第5条第1項第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「失つた」を「失った」に改める。

(柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年柏原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第3号及び第4号並びに第17条第9項ただし書及び第11項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(柏原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 柏原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年柏原市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。第5項において「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑

法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項及び第4項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）（第23条第5項及び第28条第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪に

つき起訴をされた者とみなす。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、特別職の職員の退職手当に関する条例第5条の規定において準用する第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に伴う経過措置)

- 8 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第3項(第1号に係る部分に限る。)及び第9条の規定による改正後の柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第9項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 1 1 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年柏原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円

第7条第3項中「第18号」の次に「。次項において「給与条例」という。」を加え、「から第21条の3まで、第23条」を「、第21条の2」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 4 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3、第22条第2項及び第23条第2項第1号の規定の適用については、同条例第21条の3第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（次項において「管理職員等」という。）が」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「管理職員等が」と、第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、第23条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和33年柏原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（失職の例外）

第6条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者について、情状により特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定により職を失わなかった職員がその刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年柏原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年柏原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子のある職員が」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第14条第1項中「定める者」の次に「(第16条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第16条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする第2条による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、この条例の施行の前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第14号

一般職の職員の給与に関する条例及び柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例及び柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例及び柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年柏原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「4号給」の次に「(一般職給料表の特1等級に格付されている職員にあっては、1号給)」を加え、同条第3項中「職員」の次に「(一般職給料表の特1等級に格付されている職員を除く。)」を加える。

第14条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))」、「(以下「特1等級職員」という。))」及び「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第15条の2第2項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第21条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。))」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤

務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額（第1号イを除く。）」を加え、同項第1号ア中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第24条第2項中「、第15条」及び「定年前再任用短時間勤務職員及び」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附則第20項中「この項において」を「この項及び附則第23項において」に改める。

附則に次の3項を加える

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、附則第20項及び附則第21項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、附則第20項、附則第21項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

(柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年柏原市条例第8号）を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第2項中「勤務する」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務する」を「勤務をした」に改める。

第23条中「、第7条」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の改正規定及び同条例附則に3項を加える規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項、附則第6項及び附則第8項において「改正後の給与条例」という。）附則第20項及び附則第23項から附則第25項までの規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に

応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第14条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の特1等級に格付されている職員（医療職給料表の特1等級に格付されている職員にあっては、部長又は理事の職務に格付されているものに限る。）に対しては支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については1人につき3,000円とする」とする。

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が別で定める職員に対しては支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 8 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第15条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるの

は「100分の11」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 9 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年柏原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「から第15条まで」を「、第14条」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 10 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年柏原市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第7条中「、第15条及び第15条の3」を削る。

附則第22条中「、第7条」を削る。

(委任)

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表第1 一般職給料表（第3条第1項関係）

職員の区分	職務の等級 号給	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級	特2等級	特1等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	

44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				

91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

別表第2 医療職給料表（第3条第1項関係）

職員の 区分	職務の 等級 号給	4等級	3等級	2等級	1等級	特1等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	

44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	

91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		

138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表 号給の切替表

ア 一般職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 級					
	4 等級	3 等級	2 等級	1 等級	特 2 等級	特 1 等級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	

54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107					
112	108					
113	109					

イ 医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 等級	1 等級	特 1 等級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44

53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	

110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

議案第15号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和33年柏原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第9項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第10項中「基準」の次に「(国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）」を加える。

附則第12項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第9項及び第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって令和7年4月1日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第16号

職員の旅費に関する条例の制定について

職員の旅費に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

職員の旅費に関する条例

職員の旅費に関する条例（昭和41年柏原市条例第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、特別職の職員及び一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。）に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別職の職員 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務部署（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (3) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
 - (2) 職員が出張中に死亡した場合 当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由によ

り退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

- 4 第1項又は第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をしないとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行

命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種目及び第9条から第15条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 一般職の職員が特別職の職員又は他の条例の規定により特別職の職員の旅費相当額の費用弁償の支給を受ける者に随行して旅行する場合における旅費の計算は、特別職の職員の旅費の計算による。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の

額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して次に掲げる額を上限として規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

(1) 特別職の職員 27,000円

(2) 一般職の職員 19,000円

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用と

し、その額は、一夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
一夜当たり1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合
一夜当たり800円

3 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(外国旅行の旅費)

第16条 職員が外国に公務のため旅行するときは、外国旅行の旅費を支給する。

2 前項の旅費額は、国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める。

(退職者等の旅費)

第17条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第18条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13

条及び第14条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第20条 市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 市長は、旅行者がこの条例による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、旅行の実費を限度として別に旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第21条 職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「職員の旅費に関する条例(昭和41年柏原市条

例第15号)を「職員の旅費に関する条例(令和7年柏原市条例第 号)」に改める。

- (1) 議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年柏原市条例第12号)第6条第2項
- (2) 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年柏原市条例第13号)第5条及び別表の1の表備考
- (3) 議会等に出頭した関係人等の実費弁償に関する条例(昭和37年柏原市条例第5号)第2条第3項
- (4) 柏原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年柏原市条例第28号)第15条第1項
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成11年柏原市条例第25号)第7条
- (6) 病院事業管理者の給料、手当及び旅費に関する条例(平成22年柏原市条例第7号)第4条
- (7) 柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年柏原市条例第11号)第14条第1項

議案第17号

柏原市文化振興基金条例及び柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部改正について

柏原市文化振興基金条例及び柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市文化振興基金条例及び柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部を改正する条例

(柏原市文化振興基金条例の一部改正)

第1条 柏原市文化振興基金条例(昭和58年柏原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表辻井義治記念文化振興寄附金の項中「10万円」を「15万円」に改める。

(柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部改正)

第2条 柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例(平成3年柏原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

30万円
5万円

」を「

35万円
10万円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

柏原市つどいの広場条例の一部改正について

柏原市つどいの広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市つどいの広場条例の一部を改正する条例

柏原市つどいの広場条例（平成23年柏原市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条及び第13条を削り、第14条を第12条とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第11号）

令和6年度柏原市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,473,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		5,600,000	616,250	6,216,250
	1 地方交付税	5,600,000	616,250	6,216,250
14 国庫支出金		5,624,241	121,204	5,745,445
	1 国庫負担金	4,428,050	77,848	4,505,898
	2 国庫補助金	1,172,978	43,356	1,216,334
15 府支出金		2,283,349	35,922	2,319,271
	1 府負担金	1,717,370	35,460	1,752,830
	2 府補助金	398,773	462	399,235
16 財産収入		12,888	5,463	18,351
	1 財産運用収入	8,873	5,463	14,336
17 寄附金		285,950	150	286,100
	1 寄附金	285,950	150	286,100
18 繰入金		1,335,750	100,163	1,435,913
	3 企業会計繰入金	78,038	100,163	178,201
19 諸収入		2,120,033	△ 558,342	1,561,691
	5 雑収入	1,810,858	△ 558,342	1,252,516

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 市 債		2,189,188	109,600	2,298,788
	1 市 債	2,189,188	109,600	2,298,788
歳入合計		31,043,366	430,410	31,473,776

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,399,938	174,764	4,574,702
	1 総務管理費	3,662,333	174,764	3,837,097
3 民生費		13,921,334	145,722	14,067,056
	1 社会福祉費	7,191,676	29,061	7,220,737
	2 児童福祉費	4,658,807	116,661	4,775,468
4 衛生費		2,831,728	△ 38,383	2,793,345
	1 保健衛生費	1,680,204	1,589	1,681,793
	2 清掃費	1,151,524	△ 39,972	1,111,552
7 土木費		2,978,423	257	2,978,680
	3 都市計画費	604,745	257	605,002
8 消防費		962,181	28,350	990,531
	1 消防費	962,181	28,350	990,531
9 教育費		2,941,289	119,700	3,060,989
	1 教育総務費	893,718	△ 15,776	877,942
	2 小学校費	1,017,132	56,690	1,073,822
	3 中学校費	235,625	78,736	314,361
	5 社会教育費	557,585	50	557,635
歳出合計		31,043,366	430,410	31,473,776

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
5 農林水産業費	1 農業費	山ノ井大池廃止事業	28,020
7 土木費	2 道路橋りょう費	信貴太平寺線整備事業	31,000
		国分寺大橋修繕事業	105,550
9 教育費	2 小学校費	堅上小学校トイレ洋式化事業	56,690
	3 中学校費	堅上中学校トイレ洋式化事業	78,736

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
柏 原 市 民 文 化 会 館 指 定 管 理 に 係 る 経 費	令和7年度	柏原市が協定期間中において 指定管理者へ支払う指定管理料

第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
小学校トイ 洋式化事業	千円 43,800	普通貸借又は 証券発行。た だし、事業の 進捗状況によ り起債額の全 部又は一部を 前借りするこ とができる。	年5.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率）	政府・府 銀行 その他	30年（据置期間を含む。）以内に元利 均等又は元金均等で、年賦又は半年賦 で償還する。ただし、都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、若しくは 繰上償還又は借換えをすることができる。
中学校トイ 洋式化事業	60,400				

変 更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共土木施設災害復旧事業	21,500	26,900

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第11号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
10		地方交付税	5,600,000	616,250	6,216,250				
	1	地方交付税	5,600,000	616,250	6,216,250				
		1	地方交付税	5,600,000	616,250	6,216,250			
							1 地方交付税	616,250	普通交付税

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
14		国庫支出金	5,624,241	121,204	5,745,445				
	1	国庫負担金	4,428,050	77,848	4,505,898				
		1	民生費国庫負担金	4,425,742	70,920	4,496,662			
							1 社会福祉費負担金	12,590	障害者自立支援給付費負担金 4,858 障害者医療費（更生医療）負担金 7,732
					2 児童福祉費負担金	58,330	保育所運営費負担金 30,413 施設型及び地域型保育給付費負担金 27,917		

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
		3	0	6,928	6,928				
		災害復旧費 国庫負担金				2	公共土木施設災害 復旧費負担金	6,928	公共土木施設災害復旧事業費負担金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
	2	国庫補助金	1,172,978	43,356	1,216,334				
	1	総務費国庫 補助金	428,527	12,530	441,057	1	総務管理費補助金	12,530	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
	6	教育費国庫 補助金	26,539	30,826	57,365	1	小学校費補助金	12,690	学校施設環境改善交付金
						2	中学校費補助金	18,136	学校施設環境改善交付金

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
16		財産収入	12,888	5,463	18,351				
	1	財産運用収入	8,873	5,463	14,336				
	2	利子及び配当金	1,347	3,443	4,790				
						1 利子及び配当金	3,443	財政調整基金	1,265
								公共施設等整備基金	839
								減債基金	791
								公園等整備事業基金	257
								文化・スポーツ国際交流基金	291
	3	基金運用収入	390	2,020	2,410				
						1 基金運用収入	2,020	財政調整基金繰替運用収入	

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
17		寄附金	285,950	150	286,100					
	1	寄附金	285,950	150	286,100					
		1	指定寄附金	285,950	150	286,100				
							1 指定寄附金	150	文化・スポーツ国際交流基金寄附金	100
							文化振興基金寄附金	50		

(款) 18 繰入金

(項) 3 企業会計繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
18		繰入金	1,335,750	100,163	1,435,913				
	3	企業会計繰入金	78,038	100,163	178,201				
						1	水道事業会計繰入金	42,098	100,163
		1 繰入金	100,163	退職手当精算金					

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
19		諸収入	2,120,033	△ 558,342	1,561,691					
	5	雑入	1,810,858	△ 558,342	1,252,516					
		2	雑入	1,809,813	△ 558,342	1,251,471				
							1 雑入	△ 558,342	令和5年度柏原羽曳野藤井寺消防組 合負担金返還金 その他雑入	7,992 △ 566,334

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
20		市債	2,189,188	109,600	2,298,788					
	1	市債	2,189,188	109,600	2,298,788					
		5	教育債	564,300	104,200	668,500				
							1 小学校債	43,800	小学校トイレ洋式化事業債	
3 中学校債	60,400	中学校トイレ洋式化事業債								

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
		6	災害復旧債	21,500	5,400	26,900			
						1	公共土木施設災害復旧債	5,400	公共土木施設災害復旧事業債

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2		総務費	4,399,938	174,764	4,574,702	5,306	169,458				
	1	総務管理費	3,662,333	174,764	3,837,097	5,306	169,458				
		1	一般管理費	1,230,729	62,324	1,293,053		62,324	27	繰出金	62,324
	4	財産管理費	1,954,004	112,280	2,066,284	その他	107,365				
						4,915		24	積立金	112,280	7 基金 公共施設等整備基金 839 積立金 財政調整基金積立金 3,285 減債基金積立金 108,156
	6	国際事業費	397	160	557	その他	△ 231				
391						18		負担金、補 助及び交付 金	△ 300	1 国際交流事業 文化・スポーツ国際 交流事業補助金 △ 300	

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
						24 積立金	460	2 基金 文化・スポーツ国際 交流基金積立金 460

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		民生費	13,921,334	145,722	14,067,056	106,380	39,342			
	1	社会福祉費	7,191,676	29,061	7,220,737	18,886	10,175			
		3	障害者自立 支援費	2,745,441	25,182	2,770,623	国庫支出金 12,590 府支出金 6,296	6,296	19 扶助費	25,182
	10	介護保険福 祉費	1,241,105	3,879	1,244,984		3,879	27 繰出金	3,879	1 介護保険事業会計繰出金 介護保険事業会計繰出金

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2	児童福祉費	4,658,807	116,661	4,775,468	87,494	29,167			
		2 児童保育費	2,779,116	116,661	2,895,777	国庫支出金 58,330	29,167			
						府支出金 29,164		12 委託料 60,826	60,826	1 民間保育園事業
								18 負担金、補助及び交付金 55,835	55,835	6 施設型及び地域型保育給付事業 施設型及び地域型保育給付費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4		衛生費	2,831,728	△ 38,383	2,793,345		△ 38,383			
	1	保健衛生費	1,680,204	1,589	1,681,793		1,589			
	2	予防費	550,818	1,589	552,407		1,589			
								22 償還金、利 子及び割引 料	1,589	3 母子保健事業 令和5年度国庫補助 金返還金 1,525 5 健康増進事業 令和5年度府補助金 返還金 64

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2		清掃費	1,151,524	△ 39,972	1,111,552		△ 39,972				
	1	清掃総務費	782,131	△ 39,972	742,159		△ 39,972				
									18 負担金、補助及び交付金	△ 39,972	6

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
7		土木費	2,978,423	257	2,978,680	257					
	3	都市計画費	604,745	257	605,002	257					
		3	公園緑化費	247,617	257	247,874	その他 257				
								24 積立金	257	9	基金 公園等整備事業基金積立金

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
8		消防費	962,181	28,350	990,531	462	27,888			
	1	消防費	962,181	28,350	990,531	462	27,888			
		1	常備消防費	870,366	27,426	897,792		27,426	18 負担金、補助及び交付金	27,426
	2	非常備消防費	59,554	924	60,478	府支出金 462	462	18 負担金、補助及び交付金	924	1 危機管理課事務費 府航空消防運営費分担金

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9		教育費	2,941,289	119,700	3,060,989	135,076	△ 15,376			
	1	教育総務費	893,718	△ 15,776	877,942		△ 15,776			
	4	学校給食費	397,045	△ 15,776	381,269		△ 15,776	18 負担金、補助及び交付金	△ 15,776	1 藤柏学校給食組合負担金

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2	小学校費	1,017,132	56,690	1,073,822	56,490	200			
	1	学校管理費	951,581	56,690	1,008,271	国庫支出金 12,690 地方債 43,800	200	14 工事請負費	56,690	4 小学校施設整備事業 堅上小学校トイレ洋式化工事

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3	1	中学校費	235,625	78,736	314,361	78,536	200			
		学校管理費	199,059	78,736	277,795	国庫支出金 18,136 地方債 60,400	200	14 工事請負費	78,736	4 中学校施設整備事業 堅上中学校トイレ洋式化工事

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5	5	社会教育費	557,585	50	557,635	50				
		公民館費	94,187	50	94,237	その他 50		24 積立金	50	6 基金 文化振興基金積立金

議案第20号

令和6年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

令和6年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,882,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		1,404,900	△ 20,000	1,384,900
	1 国民健康保険料	1,404,900	△ 20,000	1,384,900
5 財産収入		131	546	677
	1 財産運用収入	131	546	677
6 繰入金		875,330	20,000	895,330
	2 基金繰入金	0	20,000	20,000
歳入合計		7,882,283	546	7,882,829

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		259	546	805
	1 基金積立金	259	546	805
歳出合計		7,882,283	546	7,882,829

令和6年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1		国民健康保 険料	1,404,900	△ 20,000	1,384,900			
	1	国民健康保 険料	1,404,900	△ 20,000	1,384,900			
		1 国民健康保 険料	1,404,900	△ 20,000	1,384,900	1 医療給付費分現年 度分	△ 12,353	医療給付費分現年度分
						2 後期高齢者支援金 分現年度分	△ 5,199	後期高齢者支援金分現年度分
						3 介護納付金分現年 度分	△ 2,448	介護納付金分現年度分

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
5		財産収入	131	546	677				
	1	財産運用収入	131	546	677				
		1	利子及び配当金	131	546	677	1	利子及び配当金	546

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
6		繰入金	875,330	20,000	895,330				
	2	基金繰入金	0	20,000	20,000				
		1	国民健康保険財政調整基金繰入金	0	20,000	20,000	1	国民健康保険財政調整基金繰入金	20,000

歳 出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5		基金積立金	259	546	805	546				
	1	基金積立金	259	546	805	546				
		1 国民健康保 険財政調整 基金積立金	259	546	805	その他 546		24 積立金	546	1 国民健康保険財政調整基金積立 金 国民健康保険財政調整基金積 立金

議案第21号

令和6年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度柏原市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,410,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,620,781	6,964	1,627,745
	2 国庫補助金	340,567	6,964	347,531
3 支払基金交付金		1,913,614	7,857	1,921,471
	1 支払基金交付金	1,913,614	7,857	1,921,471
4 府支出金		999,364	3,638	1,003,002
	2 府補助金	24,497	3,638	28,135
6 繰入金		1,314,787	10,882	1,325,669
	1 一般会計繰入金	1,152,786	3,879	1,156,665
	2 基金繰入金	162,001	7,003	169,004
歳入合計		7,380,943	29,341	7,410,284

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		169,910	241	170,151
	1 総務管理費	123,732	241	123,973
3 地域支援事業費		197,931	29,100	227,031
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	119,360	29,000	148,360
	4 その他諸費	343	100	443
歳出合計		7,380,943	29,341	7,410,284

令和6年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
2		国庫支出金	1,620,781	6,964	1,627,745			
	2	国庫補助金	340,567	6,964	347,531			
		1 調整交付金	278,002	1,144	279,146			
						1 現年度分調整交付金	1,144	現年度分調整交付金
		2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	27,127	5,820	32,947			
						1 現年度分	5,820	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
3		支払基金交 付金	1,913,614	7,857	1,921,471				
	1	支払基金交 付金	1,913,614	7,857	1,921,471				
	2	地域支援事 業支援交付 金	40,162	7,857	48,019				
						1 現年度分	7,857	地域支援事業支援交付金	

(款) 4 府支出金

(項) 2 府補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
4		府支出金	999,364	3,638	1,003,002			
	2	府補助金	24,497	3,638	28,135			
		1 地域支援事業 交付金（ 介護予防・ 日常生活支 援総合事業 ）	16,954	3,638	20,592			
						1 現年度分	3,638	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
6		繰入金	1,314,787	10,882	1,325,669				
	1	一般会計繰入金	1,152,786	3,879	1,156,665				
	2	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	16,955	3,638	20,593	1	現年度分	3,638	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）
	4	その他一般会計繰入金	169,884	241	170,125	1	職員給与費等繰入金	241	職員給与費等繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
	2	基金繰入金	162,001	7,003	169,004				
	1	介護給付費準備基金繰入金	162,001	7,003	169,004				
						1	介護給付費準備基金繰入金	7,003	介護給付費準備基金繰入金

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1		総務費	169,910	241	170,151		241			
	1	総務管理費	123,732	241	123,973		241			
		1 一般管理費	123,690	241	123,931		241			
								11 役務費	241	1 一般管理費 通信運搬費

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
3		地域支援事業費	197,931	29,100	227,031	25,462	3,638			
	1	介護予防・生活支援サービス事業費	119,360	29,000	148,360	25,375	3,625			
		1 介護予防・生活支援サービス事業費	107,406	27,000	134,406	国庫支出金 6,462 府支出金 3,375 その他 13,788	3,375	18 負担金、補助及び交付金	27,000	1 介護予防・生活支援サービス事業費 訪問介護相当サービス負担金 9,000 通所介護相当サービス負担金 16,000 通所型サービスA負担金 1,500 高額介護予防サービス費相当事業費負担 500

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
										金
	2	介護予防ケ アマネジメ ント事業費	11,954	2,000	13,954	国庫支出金 478 府支出金 250 その他 1,022	250	18 負担金、補 助及び交付 金	2,000	1 介護予防ケアマネジメント事業 費 介護予防ケアマネジメント事 業費負担金

(項) 4 その他諸費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	4	その他諸費	343	100	443	87	13			
		1 審査支払手 数料	343	100	443	国庫支出金 24 府支出金 13 その他 50	13	11 役務費	100	1 審査支払手数料 手数料

議案第22号

令和6年度柏原市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度柏原市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度柏原市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	1,401,335千円	77,021千円	1,478,356千円
第3項 特別利益	0千円	77,021千円	77,021千円
支 出			
第1款 事業費	1,382,098千円	77,021千円	1,459,119千円
第4項 特別損失	0千円	77,021千円	77,021千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第8条中「283,768円」を「360,789千円」に改める。

令和7年2月13日提出

柏原市長 富宅正浩

補 正 予 算 実 施 計 画
収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位 千円]

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業収益			1,401,335	77,021	1,478,356	
	3 特別利益		0	77,021	77,021	
		1 その他特別利益	0	77,021	77,021	

支 出

[単位 千円]

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業費			1,382,098	77,021	1,459,119	
	4 特別損失		0	77,021	77,021	
		2 その他特別損失	0	77,021	77,021	

令和6年度柏原市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）
（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

[単位 千円]

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	1,428
	減価償却費	457,517
	貸倒引当金の増減額	381
	賞与引当金の増減額	1,111
	退職給付引当金の増減額	△ 48,665
	修繕引当金の増減額	△ 32,181
	長期前受金戻入額	△ 118,208
	受取利息及び配当金	△ 75
	支払利息	25,349
	固定資産除却費	4,834
	業務活動に伴う未収金の増減額	△ 32,803
	業務活動に伴う未払金の増減額	50,123
	たな卸資産の増減額	△ 2,420
	その他流動負債の増減額	△ 744
	小計	305,647
	受取利息及び配当金の受取額	75
	利息の支払額	△ 25,349
	業務活動によるキャッシュ・フロー	280,373
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 889,586
	無形固定資産の取得による支出	△ 119
	工事負担金による収入	32,268
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 857,437
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	590,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 199,541
	財務活動によるキャッシュ・フロー	390,459
4	資金増減額	△ 186,605
5	資金期首残高	2,829,512
6	資金期末残高	2,642,907

補正予算給与費明細書

1. 総括

区 分	給 与 費 (千円)		合 計 (千円)
	手 当	計	
補 正 前	116,535	240,527	283,768
補 正 後	193,556	317,548	360,789
比 較	77,021	77,021	77,021

手 当 の 内 訳	区 分	退職給付費
	補 正 前	17,276
	補 正 後	94,297
	比 較	77,021

イ. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費 (千円)		合 計 (千円)
	手 当	計	
補 正 前	109,302	218,914	258,390
補 正 後	186,323	295,935	335,411
比 較	77,021	77,021	77,021

手 当 の 内 訳	区 分	退職給付費
	補 正 前	17,276
	補 正 後	94,297
	比 較	77,021

2. 手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明(千円)	備 考
手 当	77,021	そ の 他 の 増 加 分	77,021	退職給付費 77,021	退職給付費の精算による増

令和6年度柏原市水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		516,303		
ロ 建 物	388,881			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 224,523</u>	164,358		
ハ 構 築 物	18,717,642			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 9,676,136</u>	9,041,506		
ニ 機 械 及 び 装 置	2,330,338			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,781,631</u>	548,707		
ホ 量 水 器	126,891			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 65,048</u>	61,843		
ヘ 車 両 及 び 運 搬 具	22,643			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 19,679</u>	2,964		
ト 工 具 器 具 及 び 備 品	94,840			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 62,138</u>	32,702		
チ その他有形固定資産	0			
減 価 償 却 累 計 額	<u>0</u>	0		
リ 建 設 仮 勘 定		<u>152,726</u>		
有形固定資産合計			10,521,109	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 施 設 利 用 権		17,570		
ロ 電 話 加 入 権		933		
ハ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>251</u>		
無形固定資産合計			<u>18,754</u>	
固定資産合計				10,539,863
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			2,642,907	
(2) 未 収 金		225,047		
貸 倒 引 当 金		<u>△ 911</u>	224,136	
(3) 貯 蔵 品			5,087	
(4) 前 払 費 用、前 払 金			<u>0</u>	
流動資産合計				<u>2,872,130</u>
資 産 合 計				<u><u>13,411,993</u></u>

負債の部

	千円	千円	千円	千円
3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>2,426,470</u>		
企業債合計			2,426,470	
(2) 引当金				
イ 退職給付引当金		143,569		
ロ 修繕引当金		<u>446,509</u>		
引当金合計			<u>590,078</u>	
固定負債合計				3,016,548
4 流動負債				
(1) 一時借入金			0	
(2) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>211,581</u>		
企業債合計			211,581	
(3) 未払金			588,925	
(4) 前受金			0	
(5) 引当金				
イ 賞与引当金		<u>20,636</u>		
引当金合計			20,636	
(6) 預り金			106,232	
(7) 予納金			<u>14,880</u>	
流動負債合計				942,254
5 繰延収益				
(1) 長期前受金			5,629,176	
収益化累計額		<u>△ 3,603,667</u>		
繰延収益合計				<u>2,025,509</u>
負債合計				5,984,311

資 本 の 部

	千円	千円	千円	千円
6 資 本 金				1,083,076
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 工 事 負 担 金		907,483		
ロ 受 贈 財 産 評 価 額		33,700		
ハ 国 庫 補 助 金		90		
ニ 府 補 助 金		26,622		
ホ 他 会 計 補 助 金		1,121		
ヘ 他 会 計 負 担 金		31,025		
資 本 剰 余 金 合 計			1,000,041	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 減 債 積 立 金		670,708		
ロ 利 益 積 立 金		2,094		
ハ 建 設 改 良 積 立 金		680,000		
ニ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		3,991,763		
利 益 剰 余 金 合 計			5,344,565	
剰 余 金 合 計				6,344,606
資 本 合 計				7,427,682
負 債 資 本 合 計				13,411,993

補 正 予 算 基 礎 資 料

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位 千円]

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 特 別 利 益		0	77,021	77,021			
	1 その他特別利益	0	77,021	77,021			
					その他特別利益	77,021	退職給付費に係る 他会計繰入金

支 出

[単位 千円]

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 特 別 損 失		0	77,021	77,021			
	2 その他特別損失	0	77,021	77,021			
					その他特別損失	77,021	退職給付費